



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世ノヴゴロド国の安全保障体制：B・J・ヤーニンの近著「ノヴゴロドとリトアニア」に寄せて
Author(s)	宮野， 裕
Citation	西洋史論集， 4， 30
Issue Date	2001-03-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37436
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_30--42.pdf



中世ノヴゴロド国の安全保障体制

——B・П・ヤーニンの近著『ノヴゴロドとリトアニア』に寄せて——⁽¹⁾

宮 野 裕

—

ノヴゴロド「共和国」の研究は今日、中世ロシア史研究の一分野としての地位を確立している。このことはひとつには、ノヴゴロド国に関する史料が中世ロシアの他地域よりも豊富に伝わっていることに起因する。例えば、白樺文書の様な、都市内部の状況を都市民自らの声によって窺い知ることを可能にする史料は、他の都市においては僅少である。⁽²⁾ それ以外にも数種の年代記がノヴゴロドの状況を知らせてくれる。⁽³⁾ またノヴゴロドがモスクワに併合された直後に実施された土地登記の記録も同類のものと言える。⁽⁴⁾ 史料的に恵まれたこうした状況のおかげで、一九世紀から今日に至るまで、様々な研究者がこの「共和国」に関心を持ってきた。とは言え、その関心の中心は一定ではなく、徐々に変化している。一九世紀の研究では、とりわけモスクワ国家という「専制国家」と、民会中心の政治体制をとったノヴゴロド「共和国」との両政体の対比、それに伴うノヴゴロド「共和政」の「民主的

性格」の強調に力点が置かれていたのに対し、⁽⁵⁾ 革命後は逆にノヴゴロドの「共和政」が実際にはノヴゴロド大貴族や大主教などによって牛耳られていた点（寡頭政的性格）が強調されていた。⁽⁶⁾ ノヴゴロドの国制構造の理解に直結するこの問題は、現在では「共和政」、「寡頭政」の一方を強調するのではなく、多層からなる「共和政」構造のなかに双方の性格を反映した要素を見て取るという解決がなされている様に見えるが、それとともにこうした国制構造の問題から離れ、ノヴゴロド大貴族や大主教の所領経営から都市民の生活の深層に至るまで様々な側面からノヴゴロドにアプローチをする研究も存在する。⁽⁷⁾

しかし活況の中にあるノヴゴロド史研究のなかでも議論がさほどには進められてこなかった幾つかの分野がある。その中の一つが、本稿の筆者の考えるところでは、ノヴゴロド公の問題である。一九世紀においては民会に、二〇世紀に入ってからにはノヴゴロド大貴族や大主教に研究者達の関心が向くなかで、この問題は等閑に付されてきた様に見える。というのは恐らく、一一世紀末から始まるノヴゴロド国家の

「民主化」の結果、ノヴゴロド公はその政治権力の多くを民会や大貴族に譲り、公自身は世襲領地すら持たない単なる「軍事的指導者」「軍司令官」でしかなかったと考えられてきたからであろう。

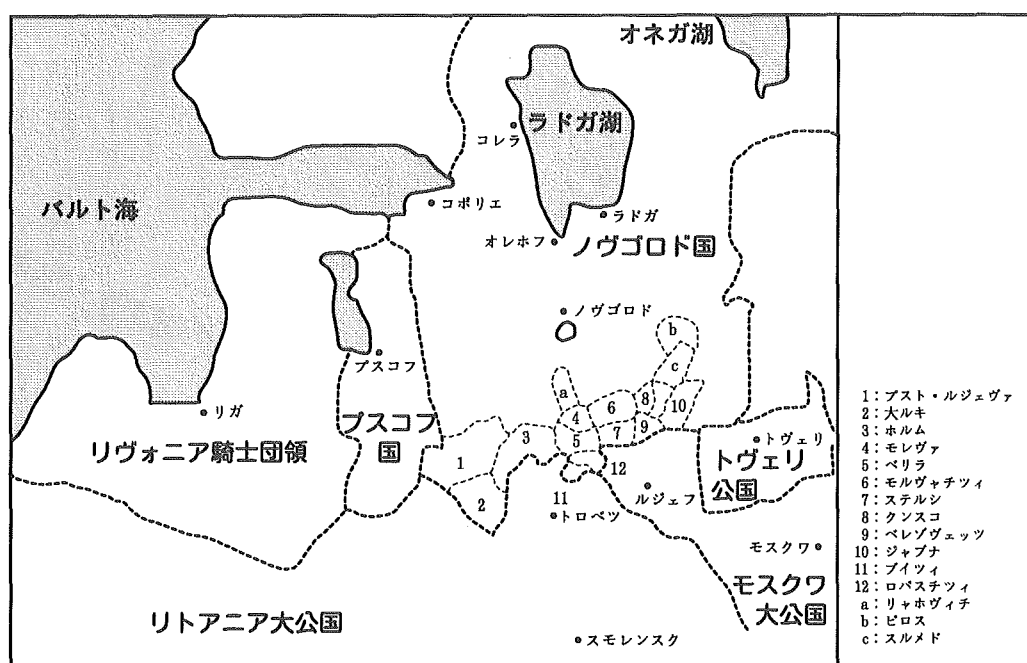
他方で隣国と言うべきリトアニアとノヴゴロドとの関係についても、モノグラフィで扱われたことはなかった。多くの研究者の関心は、むしろ、リトアニアとモスクワ関係に向けられてきた。リトアニア・ノヴゴロド関係について言えば、管見ではリトアニア史の文脈から革命前のブリャンツェフ³或いはその後のプレスニャコーフの研究⁴があるが、割かれたページは僅かである。恐らくこれ迄で最も詳細なノヴゴロドとリトアニアの関係への言及は、一四―一五世紀の「共和国」を扱ったベルナツキーの研究⁵におけるものである。この研究の第二部冒頭では、両国間の外交関係の経過が辿られているのだが、とは言え、この外交の意味付け、これを進めた要因、その詳細な手続きには触れられておらず、また何よりも扱われている時代そのものが、主にリトアニア大公ヴィタウタス（在位一三九八―一四三〇年）の時代に限定されている。こうした研究状況は、恐らくは史料不足に原因がある（年代記及びノヴゴロドとリトアニア間で締結された条約の類から、（一）どれだけ新たな情報を読み取るか、（二）上記の二つの史料以外の新たな史料をどれだけ使うことができるか、という点が今後の研究にとって重要であると言える）のだが、それと共にモスクワとリトアニアという当時の二大公国を中心に据えた歴史観に原因を持つものだと言える。

本稿で紹介するB・J・ヤーニンの近著『ノヴゴロドとリトアニア

一三一―一五世紀の国境の状況』（一九九八年）は、「武力を殆ど持たない」ノヴゴロドがモスクワ及びリトアニアといった大国の狭間でどの様にして安全保障体制をとり、平和を維持したのかを、一五世紀にノヴゴロドとリトアニア間で締結された条約に登場する「国税賦課制度 *pepochyctvo*」の変遷に焦点を当てることで垣間見ようとするものである。この制度については、詳しくは第一章の紹介部分を参照されたいが、簡潔に言えば、この制度が施行された土地はノヴゴロド国内にありながら、一五世紀にはリトアニアに対して毎年「国税 *pepochyctvo*」を支払っていた。そしてこの土地からの「国税」徴収権は、元々はキエフ大公の大ムスチスラフ（在位一二二五―一二三二年）の家系に属していたものであり、この権利の起源を探るにはキエフ・ルーシ時代にまで遡る必要がある。本稿ではこのダイナミックな議論を紹介し、評してみたい。

尚、著者はもはや紹介する必要がないほどの高名な、中世ロシア史研究の第一人者である。数多くのモノグラフィを著しているが、特に『ノヴゴロドの市長官』（一九六二年）、『一〇―一五世紀の古ルーシにおける文書の印章』（一九七〇年）、『あなたに白樺文書を送った…』（一九七五年）、『ノヴゴロドの封建的世襲領地』（一九八一年）などは高く評価されている。またノヴゴロドの考古学発掘の責任者でもあり、ロシア科学アカデミー正会員でもある。

尚、極めて詳細でかつ細かい地域名が登場する本書を紹介するに当たって、簡単なながら地図を用意した。適宜、参照して頂きたい。



二

まず第一章「ノヴゴロドの国税賦課制度 Черноекчество」では、本書全体を通じて中心的な位置を占める国税賦課制度の概要及び起源について論じられている。この制度は、一五世紀にノヴゴロドとリトアニアの間で締結された条約に登場するものであり、^④具体的にはノヴゴロドの南部、国境沿いに位置する十数のヴォロスチ（郷、或いは国有郷）がその制度の下に入っていた。この地域は一二世紀にはスモレンスク公国（特にその北部のトロペツ地方）と隣り合っており、また一三世紀以降にリトアニアが東に拡大してトロペツ地方を支配下に収めた後にはリトアニア大公国との国境地帯を構成していたのだが、興味深いことにこの地域から獲得された国税はノヴゴロドではなく、国境の反対側のスモレンスクへ（一二世紀頃まで）、後にはリトアニアに支払われていた。この国税は一五世紀の時点ではヴォロスチ内の小村 деревня とに、毎年三〇ノヴゴロド・ジュエニガずつ課されていた。こうした地域はおおまかには二種に区分される。これについては図を参照されたいが、凡そにはノヴゴロドの南部から南東にかけての地域である「ホルム、モレヴァ、モルヴァチツイ、ステルシ、クンスコ、ベレンヴェツ、ロバステツィ、ブイツィ、ジャブナ」といったヴォロスチ群と、ノヴゴロドの南西部に位置する「プスト・ルジェヴァ及び大ルキ」の二つのヴォロスチとに分けられる。後者に関しては「賦課地」に編入されるまでの過程が前者と異なるので、以下、第六章の紹介の際に詳しく触れる。前者に関して言えば、その一部（ホルム、

モレヴァ）には、一二世紀の、公による行政管理制度である「ジェシャートキ制 *деша́тское*」の遺構が一五世紀にも残っている（この制度の痕跡は国税賦課制度には入っていないのだがノヴゴロド領内にあり、ホルム、モレヴァに隣接したベリラ・ヴォロスチにも残っている）。またホルム以外は、通常ノヴゴロドで使用する行政区分である「ボゴスト」ではなく「ヴォロスチ」で呼ばれるという共通点があった。また一五世紀末の段階では、これらのヴォロスチの殆どが各々単一の領主の所領であり、しかもその場合の領主とは、具体的には修道院の場合が多く、大貴族の所領であった例はないという。⁽¹⁶⁾

これらの土地から取られた税は、リトアニアの国庫に入る以前にはどこに送られていたのか。著者によればこの税はノヴゴロド公の管轄に置かれていたという。と言うより、かかる地域そのものが元々公の家領 *домен* であったとする。従ってこの土地から徴収された税は当然、領地所有者である公の手中に収まっていた。だがここで二つの疑問が生じる。まず第一に、よく知られる通り、一一三六年以降ノヴゴロド公は国内に世襲領地を持つことが禁じられていたという説がある。⁽¹⁷⁾ 従って著者の主張は史学史上の大前提と相容れないものである。また第二に、ノヴゴロド公位には様々な公家門の出身者が目まぐるしく入れ替わっていた。従って家領をノヴゴロド公が国内に持っていたという言い方には矛盾があるのではないかと疑問を呈することが出来る。そこで著者は第一の矛盾を一二世紀のノヴゴロド公の下賜文書を再検討することで解消する。すなわち公は何らかの土地を単独で管理したり、またそれを下賜する権利を持たなかったが、民会の認可があれ

ばそれは可能であった。⁽¹⁸⁾ つまり本書での議論の前提として、公は家領をノヴゴロド国内に持ちえたし、実際に持っていた、と主張するのである。といっても上述のようにノヴゴロド公は様々な公の家門の代表者が幾度にも渡って入れ替わっている。ここで言う家領とは、キエフ大公ヴラジミール・モノマフ（在位一一一三—一一二五年）の長男で同じくキエフ大公であった大ムスチスラフの家門（子孫）の家領のことであった。この家門は伝統的にスモレンスク公国（その中にはトロベツ及びルジェフも含まれていた）を世襲領地としていたが、その土地はノヴゴロドの南側に位置しており、従ってノヴゴロド内の家領と国境越しに隣接していた。著者はこの大胆な仮説を以下の章で裏付けていくのだが、それを紹介する前に、ここではこの仮説について少々敷衍して述べておこう。もしこの仮説が正しければ、ノヴゴロド南部の、国税賦課制度に入っていた地域は元々は、その南隣のスモレンスク公領と合わせて一体のムスチスラフ家門の家領を形成していたが、それが大ムスチスラフが公になったときにその一門出身のノヴゴロド公の扶養のためにノヴゴロド領に編入された、ということになる。⁽²⁰⁾ そしてリトアニアが一二世紀に台頭し、スモレンスク公国（及びその分領公国であるトロベツ公国）が弱体化した時代に、この「賦課地」からの国税徴収権が、和平締結及び安全保障の対価として、この家門からリトアニア大公家に移されたということになる。

この様にノヴゴロド南部において公の家領の大きな塊があったという前提に立った著者は、国税賦課制度の起源を、ノヴゴロド国家がノヴゴロド公に対して公の生計に役立てるために土地を付与する目的を

持った制度、とする旧説に反論する。著者は以前、この旧説を主張したことがあった⁽²¹⁾のだが、本書ではこれを改める。旧説をとると、著者によれば、二つの点で説明がつかないのだという。一つには生計を立てるために公に与えられた土地が次々に下賜されているという状況である。これでは公の生計を賄うことが出来ない、という。もう一つには、ルーシの大公達が一三世紀以降、ノヴゴロドが独立を失う一四七八年までの文書において、リトアニアに国税を支払うという状況を黙認していた、という状況である。上記の二つの説の内、旧説を取るのであれば、ルーシからリトアニアに国税が支払われるという状況は非難されたことだろう。というのも一五世紀後半のノヴゴロドはモスクワにより外交権を掌握されるなど、モスクワの圧力が強まっていた時期であったからである。だが「国税賦課地」の起源が特定の家系の家領であり、そこからの国税徴収権がその家門に属するものであったのなら、とりわけこれが大ムスチスラフの家系の家領であったのなら、その弟であったユーリー・ドルゴルーキー（キエフ大公：一一四九—一一五一、一一五五—一一五七年）の家系であるモスクワ大公家はノヴゴロド「共和国」滅亡までこれに口出しすることが出来なかったと考えられる、というのである。

以上の仮説が、以下、第二章、第三章において裏付けられていく。

三

第二章「スモレンスク主教区創設に関する文書群」では、当該諸文書の、主に作成年代確定に関する議論が再検討に付されるのだが、そ

れとともに一二世紀前半に大ムスチスラフの一門がスモレンスクを家領として所有していたことが論じられる。これは主に第二節でなされている。この節ではこれまで様々に解釈されてきた、スモレンスク公ロスチスラフ・ムスチスラヴィチ（大ムスチスラフの息子・キエフ大公としての在位は一一五四、一一五九—一一六一年）の行政文書内の語句「Судити заіеіскаіа дань」（これまではスズダリ・ザレスキー税、つまりスズダリから徴収された税であると考えられていた⁽²²⁾）がノヴゴロド国内の大ムスチスラフの家系の家領（すなわち後の「国税賦課地」）から徴収された税（つまり後の「国税」）のことであるとする。

というのも丁度、ムスチスラフ家門以外の出身者がノヴゴロドであった時代（具体的には一一三八—一一三九、一一四一—一一四二、一一五一—一一五七年）には、何らかの「税」をめぐる衝突が、ムスチスラフ家門とノヴゴロド公（及びその出身家門）との間で起こっているからである（本稿の筆者は、この論拠を十分だとは考えないが）。又、「ザレスキー」とは、ノヴゴロドやプスコフ地方をも意味していた、という。続く三つの節は第二章の問題設定のなかでは重要だが、先の大きな仮説の裏付けには関係はしないので、ここでは詳しく触れない⁽²³⁾。

この様にノヴゴロド国内の一定の土地からの「税」をムスチスラフ家門に属す何人かが自分たちの所有物であると考え、他方、ロストフのユーリー（ドルゴルーキー）公ら他の家門のノヴゴロド公がそこから徴収された税を奪った際には、激しく抗議がなされているのである。従ってスモレンスク及びそれに隣接するノヴゴロド領内の幾らかの土地が大ムスチスラフの家領であったと考えられる、という。

第三章「ムスチスラフ勇敢公の子孫の分領とその運命」が第二章で確認された大ムスチスラフの家系と「国税賦課地」との繋がり、その後の運命を辿るものである。上記の様に大ムスチスラフの息子ロスチスラフはスモレンスク公であったが、その息子のキエフ大公ロマーノ（在位一一七四年）及びその兄弟であるムスチスラフ勇敢公もスモレンスクを拠点としていた。つまりこの地は彼らの世襲領地であった。加えて勇敢公はノヴゴロドに招聘された際、「自分の世襲領地（オッチナ）が気になっていたが……」と述べながらもノヴゴロド公就任を断っており、従ってノヴゴロド国内に「スモレンスク公家の世襲領地（オッチナ）」が存在していたことがわかるという。

ところで一二世紀八〇年代に入ると、この兄弟間に不和が生じたことが知られる。その結果、ローマーンの子孫がスモレンスク公を相続することになり、他方で勇敢公の家門はトロペツ及びその東のルジェフを相続することになった。勇敢公には三人の息子がいたが、その長子ヴラジミール、次男ムスチスラフ、三男ダヴィドはトロペツ及びルジェフの公であり、三人は世襲領地としてこの地域を所有していた。

ところが一三世紀に入りリトアニアが拡大し、二〇―三〇年代にはトロペツ、そしてそれ以後にまで進み、次の十年でこの地域はリトアニアの手中に収まることになった。一二六二年以降、ポロツク公位はリトアニア公家出身者（ゲジミノヴィチ）に占められ、恐らくこの時にトロペツもリトアニア領になった。リトアニアは更に東進し、一三世紀と一四世紀の端境期にヴォルガ川沿いのルジェフを落とした（つまりこの時点で勇敢公の子孫の世襲領地は全てリトアニア領

になった）。この状況は一四世紀八〇年代まで続くことになったが、その際に重要なのは一三二六年に結ばれたノヴゴロドとリトアニア間の和約である。この和約によってノヴゴロド・スモレンスク国境（直前にはノヴゴロド・トロペツ国境になっていた）はノヴゴロド・リトアニア国境になったのだが、この和約の締結にはトロペツ公家、すなわち勇敢公の孫フォードルも参加していた。この和約により件の家領から徴収された税の支払いがリトアニアに対して設定され、一方でリトアニアはノヴゴロドの安全を保障する、という新たな保障システムが成立したとする。この国税徴収権は、以前にはスモレンスク公家が、次いでトロペツ公家に属していたものであり、トロペツ公国崩壊後には一時的にノヴゴロドのソフィア聖堂に移っていたのだが、いまやそれはトロペツ公家の承認を得た上でリトアニアに移譲されたのだった。その七年後、一三三三年には北西国境において、リトアニアに対して「コレラ、コポリエ」といった地域が扶持として与えられ、その代わりにリトアニアはノヴゴロドに対し勤務公を派遣した。この北西地方の勤務公制度については第七章の紹介の部分で詳しく触れるが、ともかく、この時代にノヴゴロドとリトアニアの密な関係が樹立され、軍事的にはノヴゴロドはリトアニアに依存する様になったのだった。

第四章「『遠近全ロシアの都市一覧』の編纂の年代確定の問題」では一四世紀末のこの「一覧」の成立年代を確定する傍ら、当時のノヴゴロドとリトアニアの国境の状況を明らかにする。この「一覧」においては、「以下はキエフの町である…ロシ川沿いのドレヴェン、コルスニ：」という様に、当時のロシアの諸都市の政治的帰属について記

されているのだが、「一覽」のなかで「リトアニアの町」とされているものの中に「ヴォルガ川沿いのプスト・ルジェヴァ」及び「ルキ」がある。実はこれが大問題で、もしこれが既述の「プスト・ルジェヴァ」及び「大ルキ」を指するのであれば、「国税賦課地」が一時的にリトアニア領であったことになり、一五世紀の国税徴収権の正当性の根拠が著者の予想と異なってしまう。著者の仮説では「プスト・ルジェヴァ」及び「大ルキ」はあくまでノヴゴロド領でなくてはならず、そうでなければこの地からリトアニアが「国税」を徴収し、代わりにノヴゴロドの安全保障を担当するという構造及びその存立理由を説明することが出来ないのである。そこで著者は「一覽」において「リトアニアの町」とされている町の位置を順々に確定し、そこに含まれる「ヴォルガ川沿いのプスト・ルジェヴァ」及び「ルキ」の町が、「国税賦課地」に入ったプスト・ルジェヴァ及び大ルキではないこと（大ルキは既に「ノヴゴロドの町」として別に記載されており、また「プスト・ルジェヴァ」も「ザレスキーの町」として別に「ルジョヴァ」が存在すること）を明らかにし、「ヴォルガ川沿いのプスト・ルジェヴァ」と「ルキ」はそれぞれ現在のルジェフ（現実にヴォルガ川に沿っている）及びルコモ・ボゴスト（同じくヴォルガ川沿い）であるとする。またその他の「リトアニアの町」を確定することで、当時のリトアニアの勢力圏を確認する。

四

以下ではこれまで検討した「国税賦課地」と同様の国税徴収制度の

もとにあったが、その導入の経緯が多少なりとも異なる地域について触れられている。

第五章「ノヴゴロド・スモレンスク国境のクリンの位置の問題」では一二・一三世紀の年代記記事に現れるが、正確な場所が明らかでなかった町クリン及びその近郊の村々の位置について論じられ、その結果として一五世紀も後半になって国税賦課制度の下に置かれたホルムの当該制度導入の状況を明らかにしている。まず著者は年代記の情報を駆使して、クリンとその周辺の位置を策定していき、クリンが一二・一三世紀にはスモレンスクとノヴゴロドの国境地帯にあったことを明らかにする。だがそうになると、その南に位置（つまり一二・一三世紀にはノヴゴロド領ではない）するが、一四七一年のノヴゴロドとリトアニアとの条約の中では「国税賦課地」であるとされ（つまりノヴゴロド領）、リトアニアに国税を支払っていたホルムはいかなる原理で国税を払っていたのか、という疑問が生じる。だがクリンの位置の確定は、当然、クリンの南に位置するホルムが一二・一三世紀にはスモレンスク公国、しかもトロペツに属していたという結論に導くものである。しかもホルムはトロペツと同様の行政区分ベレヴァリに区切られていたことが知られている。従ってホルムは、一三世紀前半まではトロペツ公国の一部であり、一三世紀後半のトロペツ公国の崩壊後、国税徴収権がリトアニアに譲渡され、国税を徴収されていたのであり、このホルムが一五世紀六〇年代後半にノヴゴロド領になった後にも、リトアニアは依然としてこの地から国税を徴収することが出来たのであった。

第六章「ノヴゴロド領ルジェヴァと大ルキの地におけるノヴゴロド・リトアニア国境関係の問題」では前章までで扱われた地域よりも西側の、ノヴゴロドの南西国境地帯の状況に焦点が定められている。具体的にはプスト・ルジェヴァ及び大ルキという地域である。これらのヴォロスチは一二世紀及び一三世紀初頭にはノヴゴロド領であったことが年代記などで知られている。だが一三世紀第二四半期以降、この地方へのリトアニアの攻勢が確認されている。そして恐らくはリトアニア領になった。これをプスト・ルジェヴァの北側及び西側のヴォロスチ境界線沿いの一連の要塞防衛線が証明する。またこれに関しては年代記からも裏付けることが出来る。だがその後、一三世紀六〇年代には、この二つのヴォロスチは再びノヴゴロド領に戻っている。その後もこの地域はリトアニアとノヴゴロドとの係争地であったのだが、一三二六年に両者は和平を結び、その際にノヴゴロド南部の「国税賦課地」の例に倣い、新たにプスト・ルジェヴァと大ルキが「国税賦課地」として設定された(つまり依然としてノヴゴロド領であることが認められていた)のだった。但し既述のホルム及び当時はプスコフ領であったザクリニエ、ルボコヴォはまだそこには含まれていない⁽²⁸⁾。この「国税賦課地」設定という仮説は、一五世紀初頭のリトアニアとプスコフが軍事衝突をした際に裏付けられる。両者はノヴゴロド領であったこのプスト・ルジェヴァ及び大ルキを舞台にして戦ったのだが、その際にプスコフはノヴゴロドに援軍を求めたが、ノヴゴロドはそれを断っている。またノヴゴロドは自国のプスト・ルジェヴァと大ルキで他国の戦闘が行われているのにも拘わらず、両者に対して何の抗議も行っ

ていない。また戦闘開始後に、リトアニアから「誓約書」が第三者であるノヴゴロドに対して送付されている。こうした「奇妙な状況」を説明するために著者はここで大胆な仮説を提示する。すなわちノヴゴロドの役目(恐らくは一三二六年の条約に起源を持つ)は「国税賦課地」からリトアニアに国税が確実に入ることを保証することであった。この状況で、当時、恐らくはプスコフがこの税の一部を奪っていた。プスト・ルジェヴァが一時期プスコフの手中にあったことは推測できることであった。というのもプスト・ルジェヴァはプスコフに固有の下位行政区「グプ」に分けられているからである。これは大ルキの一部でも確認される。従ってリトアニアはノヴゴロドをしてプスコフを懲罰させた(つまりプスコフに手を貸さなかった)という。ついでこの戦いの結果、プスコフ領であったザクリニエおよびルボコヴォも「国税賦課地」になっている。著者によればこれは、プスト・ルジェヴァ及び大ルキに与えた物質的損害に対する賠償であった。その後最終的に、大ルキに隣接したホルムが「国税賦課地」になった。この時期を確定する史料はないが、著者によれば、一四六三年、つまりリトアニアとノヴゴロドが反モスクワにおいて一致した年が最も良いという。つまり同盟の担保としてホルムが「国税賦課地」になったという。

最終章「ノヴゴロドの扶持制度とリトアニア勤務公」ではこれまでに述べてきた南東、南部国境での「国税賦課地」についてではなく、バルト海沿岸のコポリエ地方などの北西地方に設定された扶持制度を検証する。従ってこれまでの話とは離れ、スウェーデンに対するノヴゴロド国の安全保障制度としての扶持制度(勤務公制度)に焦点が当

てられている。この制度は扶持としてノヴゴロド国から土地を受け取った勤務公が対価としてノヴゴロドを軍事的に支援するというものである。一三・一四世紀の端境期の頃から数人の「勤務」が確認されている。勤務公であったのは主にリトアニアの公であり、それ以外にもベローゼロ公家出身者や出自の不明な人物など数名が勤務することがあった。だがこの制度の全貌は明らかになってはいないのだが、ここにおいて著者により本格的な検討に付されることになった。

まず著者は扶持としての土地の付与を可能な限り調べ上げ、その結果、付与された土地が二ヶ所であって、同時に二人の勤務公が雇われていたことを明らかにする。具体的に言えば、一方にはルスク、ラドガ、そしてコポリエ（フィンランド湾南岸）の半分であり、もう一方には残りのコポリエ、オレホフ（ラドガ湖の南岸）、コレラ（ラドガ湖西岸）であった。前者を付与された者を辿ると、代々リトアニア公家の出身者（ナリモント公、その息子パトリキー公、ルグヴェニ公、ロマーン公）が引き継いでおり、後者はベローゼロ公家出身者（一三九七年まで）及びスモレンスク公家出身者であった。つまりノヴゴロド国は一方を一貫してリトアニア公家出身者に与え、他方をも一貫してベローゼロ或いはスモレンスク公家に付与したのだった。

従って次に問題になるのはこの制度を維持しようとしたノヴゴロド政府の意図である。もちろんこうした制度は強まりつつあるスウェーデンやドイツ騎士団に対するノヴゴロドの安全保障制度として捉えることができる。だが著者によれば、この制度はリトアニアに対する安全を保障する制度でもあったという。すなわちリトアニア公を勤務公

として受け入れながらも、その一方で彼らの監視役として、ベローゼロやスモレンスクの公家出身者を北西国境で勤務させることでリトアニアを牽制したのだったという。

五

本書はノヴゴロドとリトアニア、モスクワの三国の政治的關係を探るうえで重要なものであるが、一方で幾つかの難点も存在する。従ってここではこの議論の問題点に触れ、その後でこの議論の史学史上の到達点を位置づけ、展望を述べてみたい。

まず問題点としては大きく分けて二つに分かれる。第一に「国税賦課地」そのものに関するもので、わけても「国税賦課地」を大ムスチスラフの家領であったとする主張（第二章に該当）は、今後更に議論が深めることが求められよう。著者の議論は九割方が状況証拠によって支えられている。確かにこの時代の史料状況を考慮すれば、これは仕方のないことであるが、ロスチスラフ公の行政文書の「ザレスキー税」に関する情報及び、ムスチスラフ勇敢公の関する年代記記事「自分のオッチナが気になっていたが……」といった証拠だけではあらゆる読者を納得させることは出来ないだろう。著者が述べているところ、この地域が大ムスチスラフが設定した家領であれば、彼の子孫のうち、スモレンスク系ばかりか、キエフ大公であったイジャスラフ・ムスチスラヴィチ（在位一一四六―一一四九年）の子孫などにも目を配るべきである。現にイジャスラフはスーズダリ公ユーリーによる「ノヴゴロドの自分「イジャスラフの……筆者註……」のダーニ」の強奪にひどく

執着²⁷している。直接の証拠が殆どないため、かかる証拠をも収集し、状況証拠からでも、家領の存在について納得できるよう更に議論を深めることが要求されよう。

更にもう一点。かかる国税賦課制度の成立を著者は一三二六年のノヴゴロド・リトアニア間の和約に求めたが、これに関しても更なる証拠が求められよう。リトアニア大公の交代するたびにその使節とノヴゴロドとが交渉していたという事実そのものは、たとえ著者が主張する様な保障関係が存在しなくとも起こりうるものである。従って交渉の過程及び交渉内容が不明瞭である以上、ここからは保障関係の存在は明らかにしない。

次の大きな点は「国税徴収権」の移動に関するものである。著者はこれを専ら一三二四―二六年の政治状況から説明するが、徴収される土地からのかかる「権利」の分離がこの時代に起こりえたのか、という疑問がある。つまり当時、当該の地域に対する行政権は持たないが、徴税権を持つという構造がありえたのか、という疑問である。特にホルム・ポゴストでは二度に渡り徴税権だけが移動している。加えて徴税権だけの移動は状況的にも不可能だったように筆者には思われる。というのも、もしルーシの地がリューリク家の家産である（つまり各々の地域は特定の家門の「所有物」であっても、その上級概念としてリューリク家の家産である）と考えられていたとすれば、やはり、ノヴゴロドがリトアニア国家に「国税」を支払うことに関して、モスクワ大公家からの非難があるのではないだろうか。というのも一四世紀以降、モスクワの宗主権をノヴゴロドは認めているのであるから。

また著者の議論では国税徴収権は結局のところ、大ムスチスラフの子孫の中でも勇敢公の子孫（トロベツ、ルジェフの公）のものになっている点である。だがこれを示す直接の証拠はない。スモレンスク公家からトロベツ公家への徴収権の移動の確認が急がれる。この点が確認されない限り一三二六年の和約にはトロベツ公家ばかりかスモレンスク公家からも代表が出なければならぬ状況であったことになるだろう。

このような問題点を指摘した後、この議論の到達点について触れてみよう。見ての通り著者は国税賦課制度とノヴゴロドの安全保障政策とが切り離すことの出来ないものであるとしている。もちろんその内実は時代により異なっており、一三世紀以降の「国税賦課地」からの「国税」徴収権のリトアニアへの移譲とノヴゴロドの安全保障制度の形成との関連づけ、また北西地方を扶持として与えるリトアニアの勤務公制度による安全保障とに大別されるのではあるが。こうした主張は、これまでの研究とは異なり、ノヴゴロドの安全保障制度を成り立たせている「担保」を具体化したという点で意味がある。これまでの研究では、強大化しつつあったモスクワ大公国とリトアニア大公国との狭間で、ノヴゴロドはその時々々の状況によりいずれかの側につくことで軍事力の欠如（不足）を補ってきたと考えられてきた。その時々々の状況とは、両大公国の状況の他には、ノヴゴロド国内の親モスクワ派と親リトアニア派との主導権争いの状況を意味していた。確かにかかる国内の状況はノヴゴロドの対外関係の方向を決定する重要な要因ではあった。このことを筆者は否定するつもりはない。だがこの主導権争いは全く公平に、そしてどちらにも有利ではない状況においてな

されたのではなかった。著者の説を受け入れるならば、ノヴゴロドの安全保障政策は圧倒的にリトアニアに依存したものであり、従ってたとえ外交政策自体がノヴゴロド国内の党派争いの結果如何であったとしても、この争いそのものは元来、リトアニアに頼るべきであるとす側面に有利な状況でなされていたと言いうことが出来る。

こうした状況を考慮すれば、ノヴゴロドが事あるごとにモスクワに非協力的な態度をとり続けたことも説明の出来ぬことではない。ノヴゴロドとモスクワは後代の、わけても一九世紀の歴史家により「専制」対「共和政」の構図で把握され、或いは理念化されたが、実際には両者の対立の原因は、政治体制の対立ではなく、根の深い、構造的なものであったと言いうことが出来る。

本書における著者の議論は大きなパースペクティヴを持ちうるものであり、またノヴゴロドの国制構造研究における必読文献としての価値を十分に持っている。それ以外にもノヴゴロド辺境の状況を初めて具体化した。本書の巻末にはJ・A・ヴァサルイガとの共同研究の成果として、トルジョークからブスコフにいたるヴォロスチの詳細な歴史地図が掲載されている。この地図だけでも、今後のノヴゴロド、モスクワ、リトアニア史の研究には大いに役立つことになる。この領域の研究にとって、必読文献となることは疑いない。

註

(1) Янин В. Л. Новгород и Литва: пограничные ситуации XIII-XV ввек. М., 1998. 本書は近年に発表された論文をまとめた上で手を加えたものであり、各章は各々が異なる問題設定を行っている。尚、章立てでは以下

の通り。第一章「ノヴゴロドの国税賦課制度 *чернокичество*」(この *чернокичество* という語は当時の言葉ではなく、あくまで研究者が使用する概念を表す言葉であり、*чёрный князь* *чёрная княгиня* が課される制度を意味する。クナとは元々は貂の皮を表す言葉から派生したものであると考えられ、ノヴゴロドでは通貨単位として使用されたものであった。*чёрный князь* とは一般的に言えば、公の利用のために徴収された税を示す。本稿の筆者は反論を予想しつつも、国税という訳語をあてた)、第二章「スモレンスク主教区創設に関する文書群」、第三章「ムスチスラフ勇敢公の子孫の分領とその運命」、第四章「遠近全ロシアの都市一覧」の編纂の年代確定の問題、第五章「ノヴゴロド・スモレンスク国境のクリンの位置の問題」、第六章「ノヴゴロド領ルジェヴァと大ルキの地におけるノヴゴロド・リトアニア国境関係の問題」、第七章「ノヴゴロドの扶持制度とリトアニア勤務公」。第一、三、七章は本書のための書き下ろしであると思われる。

(2) 現在までに発掘資料報告集(文書解釈を含む)が八冊刊行されている(一九五一一一九八九年発掘分)。Новгородские грамоты на берегах (из ракопок 1951 г.-1984-89 гг.), М., 1953-1993. 我が国では松木栄三氏の紹介(例えば松木栄三「白樺文書注解(一)」『宇都宮大学教養部研究報告』二五一一、一九九二年、一三五―一六七頁)があり、またヤーニンの日本での講演を訳出したもの(B・J・ヤーニン著、松木栄三訳「ノヴゴロド白樺文書」『木簡研究』第一六号、一九九六年)を読むことが出来る。

(3) Новгородская первая летопись старшего и младшего изводов. М.-Л., 1950 (НПЛ.): Полное собрание русских летописей (ПСРЛ). т. 3. Новгородская летопись. СПб., 1847; т. 4. Новгородская четвертая летопись. СПб., 1847. ノヴゴロド第一年代記の内、シノド本(旧版)については邦語訳がある。『古代ロシア研究』二二、一三、一五一―一八号、一九七八―一九九一年を参照。

(4) Новгородские писцовые книги. СПб., 1859-1910. т. 1-6.

(5) 例えば Костиков Н. И. Севернорусские народоправства во времена

удельно-вечевой уклада. СПб., 1863; Никитский А. И. Очерк внутренней истории церкви в Великом Новгороде. // Журнал Министерства Народного Просвещения. ч. 201-204, СПб., 1879; он же. Очерк внутренней истории Пскова. СПб., 1873. などが挙げられる。尚、民会について、我が国では以下の論考を読むことが出来る。阿部重雄「ノヴゴロド共和国の限界について」『史学雑誌』六二一六、一九五三年、四六—六八頁、清水陸夫「ノウガラッド共和国の行政組織と社会構成 (上) (中)」『史峯』一二二二、一九五三—一九五四年、七三〇—一三三頁、田中陽児「ノヴゴロド」『民会』考 (上) (中) (下)、『白山史学』九—一、一九六三—一九六五年、一—八—一七—四—一—二二頁、石戸谷重郎「ノヴゴロド史研究の課題と方法」『奈良教育大学人文社会科学紀要』一三一—一、一九六五年、一—三三頁、笹川裕史「ノヴゴロドの一三六六年事件」『古代ロシア研究』一五号、一九八三年、一〇七—一二六頁を参照。また、ノヴゴロド史研究の動向を紹介したものである。ア・エヌ・ツァムタリー著、松木栄三訳「一九世紀—二〇世紀初めのロシア歴史学におけるノヴゴロド史研究」『宇都宮大学教養部研究紀要』一八一—一九八五年、一三七—一五五頁を読むことが出来る。

- (9) 例へば Греков Б. Д. Новгородский Дом святой софии, М., 1914; Янин В. Д. Новгородские посадники. М., 1962; Подпигина Н. Д. Очерки социально-экономической и политической истории Новгорода Великого в XII—XIII вв. М., 1976; Хорошев А. С. Церковь в социально-политической системе Новгородской феодальной республики, М., 1980. が挙げられる。邦語文献としては松木栄三『ノヴゴロド貴族覚書』『宇都宮大学教養部研究報告』一三一—一九八〇年、一—二二頁、同『ノヴゴロドの貴族的所々についで (一) (二)』『同報告』一四—一七—一、一九八一—一九八四年、一—二九頁—四三—七三頁を参照。

- (7) 例へば Никитский, А. И. История экономического быта великого Новгорода. М., 1893; Янин В. Д. Я послал тебе бересту... М., 1975; он же. Новгородская феодальная вотчина. М., 1981を参照。邦語文献では、松

木栄三『中世ノヴゴロドの街区について』『宇都宮大学教養部研究報告』二二—一、一九八八年、一二七—一六八頁、同『ノヴゴロドの市場』『同報告』二二—一、一九八九年、五五—八四頁を参照。

- (8) Греков Б. Д. Революция в Новгороде Великом в XII веке. // Ученые записки Института истории РАН ИОН, т. 4, М., 1929, стр. 13-21 (筆者未見、内容についてはヤーニンの著作及び笹川氏の前掲論文により知った。) Янин, Новгородские посадники. стр. 45-93; он же. Проблемы социальной организации новгородской республики. // История СССР. 1970-1, стр. 44-48.

- (9) Бряньев П. Д. История литовского государства с древнейших времен. Вильна, 1889, стр. 230-231. リャブフスキーの古典的著作 (Любавский М. К. Очерк истории литовско-русского государства до Люблинской унии включительно. М., 1910.) はリトアニア・ヤンスタフ関係には触れておらず、リトアニアとノヴゴロドの関係には触れていない。

- (10) Пресняков А. Е. Лекции по русской истории. т. 2. вып. 1. Западная Русь и литовско-русское государство. М., 1939, стр. 84-85.

- (11) Берналский В. Н. Новгород и новгородская земля в XV веке. М.-Л., 1961, стр. 200-214.

- (12) 近、既に本誌に於て本書の書誌が出ている。Аракчеев В. А. Рец. на кн.: В. Д. Янин. Новгород и Литва: пограничные ситуации XIII-XV веков. М., 1998. // Очерки феодальной России. т. 3. М., 1999, стр. 284-294.

- (13) 註五及び註六を参照。

- (14) 一四三二年のノヴゴロドとリトアニア大公シユヴィドリガイロ (在位一四三〇—一四三二) との条約、一四四一—一四四二年のノヴゴロドとカシニョシ (在位一四四〇—一四四二) との条約、一四七一年のカシニョシとの条約がある。Грамоты великого Новгорода и Пскова (ГВНП), М.-Л., 1949, стр. 105-106, 115-116, 130-131.

- (15) 支配地域を十進法的な下位区分に分割し、その各々を代官が統治するという支配システムであり、これを古代ロシアの公の支配制度として支

配的であったとする説と、古代の郷共同体の名残であるとする説がある。本書の著者は前者を支持する。後者については *Алтарная история севе-ро-запада России. Врогас поповина XV-начало XVI в. II.*, 1971. стр. 8 384. を参照。前者をとする著者は、この地域が以前、公の支配地であつたことを証明しようとする。

(16) ステルシ及びロバスチツィ全域をノヴゴロドのアルカージー修道院が、ブイツィ全域をユーリエフ修道院が、ジャブナはノヴゴロド大主教及び少数の人々に領有されていた。但しこの少数についてであるが、これは大貴族ではない人々であり、またジェシャートキ制が引かれていた地域は全てノヴゴロド大主教領であった。モルヴァチツィ、ベレゾヴェツは同じく大主教領、モレヴァ及びベリラ、ホルムは無主地であった。

(17) 註八を参照。

(18) 大ムスチスラフの下賜文書(一一三〇年)及びその息子フセヴォロドの下賜文書(一一二五—一一三七年のもの二通)、イジャスラフ・ムスチスラヴィチの下賜文書(一一三四年)である。ГБНП. стр. 139-141.

(19) 本論からは外れるが、史学史上重要なので触れておくなら、以上の議論を展開する際に著者は、一一三六年蜂起以前からノヴゴロド公は単独で世襲領地を保持して自由に扱うことを禁じられていたことを立証している。またこの世襲領地の所有の禁止についても、耕作地や村落を念頭に置いたものであり、草刈り場などの所有は問題にならなかったとしている。

(20) 尚、この家領と「国税賦課地」は完全には一致しないことも指摘しておこう。一二世紀には家領でありながら「賦課地」に入らなかったヴォロスチも存在する(リャホヴィチ、ピロス、スメルド)。

(21) Янин В. Л. Княжеский помен в новгородской земле. // Феодализм в России. М., 1987. стр. 119-134.

(22) この諸文書とは、具体的に(一)ロスチスラフ・ムスチスラヴィチの行政文書、(二)主教マミールの確認文書、(三)「都市税について」の覚書きである。また「確認文書」の後半部には「ホルム[村]」の譲渡を記した上述のロスチスラフ公の覚書き(一一五〇年の年代入り)が

入っている。これまでの研究では三文書は一一三七年のスモレンスク主教座設置の際に作成されたものであるとされてきた(Шанов Я. Н. Смоленский устав князя Ростислава Мстиславича. // Археологический ежегодник (АЕ) за 1962 год. М., 1963. стр. 39; Попиза, Ученительная грамота Смоленской епископии. // АЕ за 1965 год. М., 1966. стр. 59-60.)。だが著者は第一節「行政文書は[主教座]創設文書であると証明されたのか?」において、シチャボフのかかる年代確定の論拠を論駁する。とりわけシチャボフが論拠にした「スモレンスク主教座の設置(ベレヤスラヴリ主教区からの分離)は大ムスチスラフの願いであった」という考えに反論する。

(23) Барсов Н. П. Очерки русской исторической географии. Варшава, 1885, стр. 176, 188; Насонов А. Н. 'Русская земля' и образование территории Древнерусского государства. М., 1951. стр. 167-171; Попиза А. Указ. ста. стр. 68.

(24) 第三節「諸文書の可能な限りの再構築について」において、諸研究者を混乱に導いている主な原因である行政文書と確認文書がその実、三文書からなっていることを指摘し、これを復元する。その結果、ロスチスラフ公の行政文書、ロスチスラフ公の下賜文書、主教マミールの確認文書が復元される。これにより各々は内容的に一貫性を持つ様になる。

「下賜文書」は一一五〇年にスモレンスクの聖母教会が建て直された際に発布されたものであった。

(25) ГИИЛ. стр. 476.

(26) このザクリニエ、ルボコヴォについては、筆者はその位置を確認することが出来る。地図上にも両ヴォロスチの位置を示すことが出来なかった。

(27) ПСРП. т. 2. стр. 339, 367, 388. など参照。例えばユーリー公に奪われたノヴゴロドのダーニを取り戻すべく、イジャスラフは軍を率いて一一四九年にユーリー及びヴァチャスラフのグラジミロヴィチ兄弟と交渉したが、ユーリー側からの武装解除の要求を受け入れたものの、ダーニの返還に関しては全く譲歩しなかった。